

南九州市全体の脱炭素社会の実現に向けた連携協定

南九州市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下、「乙」という。）、NTTビジネスソリューションズ株式会社鹿児島ビジネス営業部（以下、「丙」という。）は、南九州市環境基本計画に掲げる「みんなで守ろう。自然と共生したまち 南九州市」の目標に向け相互に取り組むため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙が緊密な連携・協力のもと、乙、丙が有する知見及び資源等を活用し、再生可能エネルギーの利活用をはじめとした脱炭素化に向けた各種施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会への貢献、SDGsの推進及び地域レジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （１）屋根置き太陽光発電導入促進に関する事項
- （２）電気自動車の普及促進に関する事項
- （３）森林等による二酸化炭素吸収の促進に関する事項
- （４）再生可能エネルギーの活用に関する事項
- （５）脱炭素社会への貢献における市民、企業等へ向けた情報発信に関する事項

2 甲、乙、丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、3者合意の上、決定する。

3 乙、丙は甲との事前協議により、甲の承諾があった場合に限り、第1項各号に定める事項に係る取組の一部を、乙、丙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲、乙、丙以外の者に対し情報を提供することができるものとする。

（本協定の見直し）

第4条 甲、乙、丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙、丙は、書面による申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲、乙、丙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、本協定を終了させることができる。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年7月24日

甲：鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地
南九州市
南九州市長

塗木 弘幸

乙：鹿児島市松原町4番26号
西日本電信電話株式会社鹿児島支店
支店長

瓜王 昌史

丙：鹿児島市松原町4番26号
NTTビジネスソリューションズ株式会社鹿児島ビジネス営業部
取締役 鹿児島ビジネス営業部長

山本 辰